

つくば開成高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されるものではない。また、いじめほどの生徒にも起こり得るものである。したがって、本校では、全教職員がこのことを理解し、いじめに対する認識を共有して、いじめの未然防止・早期発見・早期対策に取り組むこととする。
- (2) すべての生徒は、いかなる理由、いかなる場所、いかなる相手、いかなる状況であっても、いじめを行ってはならず、いじめを認識しながらこれを放置することがあってはならない。

2 学校及び教職員の責務

学校は、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民、その他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが行われていると疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対処し、解消を図るとともに、その再発防止に努める責務を有する。

3 いじめに対する取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- (ア) 生徒をいじめにかかわらせることがなく、健全な学校生活を送れるよう、学習面、生活面に関して、教職員一体となった指導を行い、いじめのない校風づくりに努める。
- (イ) 学習活動、ホームルーム活動、学校行事等を通して、道徳心や豊かな情操を培い、生徒が互いの個性や人格を尊重し合える適切な人間関係を築く態度を育成する。
- (ウ) ホームルームにおいて、いじめに関する講義等を行い、いじめは絶対に許されないことの理解を促す。
- (エ) 定期的に生徒との面談を行い、教育相談の場を設けることで、いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育む。
- (オ) 生徒の情報を教職員は共有し、声掛けなどを日常的に行い、いじめの芽が出ないように努める。
- (カ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (キ) インターネット、携帯電話によるいじめの防止対策として、平素から情報モラルの啓発活動を行い、保護者へも注意を喚起する。
- (ク) 教職員研修を行い、資質の向上に励む。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- (ア) 定期的に、全生徒対象にアンケートを行い、いじめの早期発見に努める。
- (イ) いじめの兆候を見逃さないようにするため、生徒の言動の小さな変化にも気づくよう努める。
- (ウ) 日ごろから生徒との信頼関係を築いておき、生徒の言動に変化があった場合、速やかに相談の場を設け、真摯に対応ができるよう日ごろから心掛ける。

(エ) 生徒が相談者を選べるよう、全教職員が相談窓口になることを肝に銘じる。

(オ) 生徒・保護者からの相談に、深刻な問題が潜んでいることが見抜けるよう教職員の資質向上に努める。

(3) いじめへの早期対応

(ア) 教職員は、いじめの発見、通報を受けた場合は、速やかに事実の確認を行い、教職員間の共通理解を図る。

(イ) 「いじめ防止対策委員会」が軸となり、教職員で事実確認のための聴取を行う。

(ウ) いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先し、いじめを受けた生徒が学校生活を再び安心して送れるよう支援を行う。また、いじめを行った生徒がいじめを再発させることのないよう、適切な指導を行う。

(エ) 加害・被害両生徒の保護者へ連絡し、適切な助言を行う。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、警察へ相談し、指示を仰ぐ。

(4) 重大事態への対応

(ア) 重大事態とは

① いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑われる場合。

- ・ 生徒が自殺を企図
- ・ 精神性の疾患を発症
- ・ 身体に重大な障害を負う
- ・ 高額の商品を奪い取られた

② 生徒が相当の期間、登校できなくなっている場合。

(イ) 重大事態が発生した場合、いじめ対策特別委員会を開催し、迅速に事実の調査究明を行い、問題解決のために真摯に対応する。

(ウ) いじめ対策特別委員会は、校長を委員長とし、教頭、教務部長、生活指導部長、センター責任者、担任、副担任を委員とする。

(エ) 事案の内容によっては、専門的知識及び経験を有する第三者委員を校長が任命し、参加させることができる。第三者委員は、当該調査の公平・中立性を確保する者を任命する。

(オ) いじめ対策特別委員会の活動

- ① 重大事態の調査及び実態の究明
- ② 調査結果を、いじめを受けた生徒・保護者へ適切に状況報告
- ③ 調査報告書の作成と茨城県への提出
- ④ いじめを行った生徒への指導と保護者への助言
- ⑤ いじめを受けた生徒が、安全に学校生活を送れるよう、関係の改善

4 いじめ防止等の対策の組織

(1) いじめ防止対策委員会

(ア) 目的

いじめに関する対策の実効的に行うため

(イ) 構成

校長、教頭、教務部長、生活指導部長、センター責任者とする。必要に応じて校長は第三者を任命できる。

(ウ)期間

常設

(エ)活動事項

- ①いじめ防止等の内容の検討し、基本方針・年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ②いじめに関する相談、通報の窓口を設置する。
- ③いじめに関する情報の収集、記録、いじめの判断を行う。
- ④いじめ事案への対応、指導方針の検討、決定を行う。
- ⑤その他いじめ防止等に関すること

5 その他

(ア)他校生徒も関与するいじめに関しては、当該校の組織と連携を図り、これに対処する。

(イ)教職員は、研修を行って、いじめ対策への意識を常に向上させる。

(ウ)生徒の個人情報の扱いには十分に配慮し、記録の保管には、厳重な注意を払うこと。

(エ)本方針の付帯事項は、別に定める。

(オ)本方針は、定期的に内容を検討し、改定を行う。